

委託契約書

- 1 委託業務の名称 北部小中学校の産業廃棄物収集運搬及び処分業務
- 2 委託期間 契約締結日から令和9年2月28日まで
- 3 委託料 金_____円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額_____円)

委託者（排出事業者）大津市（以下「甲」という。）と受託者（収集運搬処分業者）
_____（以下「乙」という。）との間に、甲の事業所である大津市立の小中学校（仕様書「別紙1」）から排出される産業廃棄物の収集運搬処分に関して、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、別添業務仕様書（以下「仕様書」という。）の目的を達するため、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ、仕様書に基づいて委託業務を実施するものとする。

（法の遵守）

第2条 甲及び乙は、委託業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、頭書の委託期間のとおりとする。

（委託内容）

第4条 委託する産業廃棄物の種類及び数量は仕様書のとおりであり、乙は甲から委託された産業廃棄物を許可された車両で適正に収集運搬し、許可された施設にて適正に処理するものとする。

（乙の事業範囲）

第5条 乙は、委託業務に必要な産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を、委託期間中、有効に保持しなければならない。

2 乙の事業範囲は仕様書のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証（以下「収集運搬業許可証」という。）及び産業廃棄物処分業許可証（以下「処分業許可証」という。）の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の収集運搬業許可証及び処分業許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

(適正処理に必要な情報の提供)

第6条 産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として甲が乙に提供する情報は、仕様書に記載されたとおりとする。なお、適正処理に必要な情報に変更があったときは、甲は書面にて速やかにその旨を乙に通知する。

(委託業務の完了報告)

第7条 乙は、頭書の委託業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく書面により委託業務が完了したことを報告しなければならない。ただし、甲が承諾した場合は、業務の完了報告を法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（マニフェストB2票、D票）の提出で代えることができる。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに委託業務完了の確認のための検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第8条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、速やかに頭書の委託料（以下「委託料」という。）の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した場合において、受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(費用の負担)

第9条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、全て乙の負担とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得て、法その他関係法令の定める基準に従う場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (2) この契約を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）、又は前号に定めるもののほかこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき

(その不履行が軽微なものである場合を含む。)

(4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。

(5) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第11条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3

項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

- (2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

第 11 条の 3 第 11 条、第 11 条の 2 の規定又は法令の規定によりこの契約を解除した場合において、本契約に基づき甲から引渡しを受けた産業廃棄物の搬出運搬及び処理を乙が完了していないときは、乙は次の措置を講じなければならない。

- (1) 乙は、本契約が解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、未処理の産業廃棄物についての搬出運搬及び処理の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の事業者により自己の費用をもって行わせなければならない。
- (2) 乙が他の事業者等に委託する場合には、その事業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (3) 前号の場合、甲は当該事業者に対し、差し当たり、甲の費用をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の搬出運搬及び中間処理を行わせしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還請求することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 12 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 11 条第 1 号から第 5 号までの規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

（損害賠償責任）

第 13 条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の搬出運搬の開始から中間処理の完了

まで、法その他関係法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責めに帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

第13条の2 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第13条の3 乙は、この契約に関し、第11条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第15条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

大津市御陵町3番1号

委託者 甲

大津市

大津市長 佐藤 健司

受託者 乙